

## 【譲渡担保法】

# 譲渡担保・所有権留保 契約法のポイントと 実務上の留意点



大江橋法律事務所 弁護士  
辻田 俊幸

▶ PROFILE

toshiyuki.tsujita@ohehashi.com

## 第1 はじめに

2025年5月30日、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」(以下「本法」といいます。))が可決・成立し、同年6月6日に公布されました。

本法は公布日(2025年6月6日)から原則2年6か月以内に施行予定です。本法は、施行日前に締結された譲渡担保・所有権留保契約にも原則適用され(本法附則2条本文)、また本法には強行規定や従前の実務とは一線を画する規定も含まれるため、譲渡担保・所有権留保契約の利用に当たっては、今のうちから本法の内容を十分に意識・理解しておくことが重要です。

本稿では、本法の規定のうち、特に実務上の重要度が高い事項について解説します。なお、本稿で示す法令の条番号は、特に断りがない限り、本法のものを示します。

## 第2 本法の制定経緯

本法は、これまで民法等に明文規定がなく判例・慣習により認められていた譲渡担保・所有権留保について、初めて真正面から法制化を図るものです。譲渡担保・所有権留保については、長らくその立法化の必要性が唱えられてきましたが、今般、立法化に至った理由としては、以下のようなものがあります。

- ① 譲渡担保等に関する規律の明文化・明確化の必要性
- ② 不動産担保や個人保証に頼らない融資の促進
- ③ 世界銀行(World Bank)による日本の担保法制評価の改善

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

## 第3 本法のポイントと実務上の留意点

### ■ 譲渡担保権の対抗要件・優劣関係

#### (1) 原則:担保権が競合した場合の優劣関係

同一の財産に複数の担保権が設定されている場合、担保権同士が競合するため、その優劣関係を決める必要があります。そこで、本法では、譲渡担保権が他の譲渡担保権やその他の担保権と競合した場合、対抗要件具備の先後により優劣関係が決まることが明文化されました(32条、49条、55条等)。また、動産譲渡担保における対抗要件具備の方法は「引渡し」であり、占有改定もかかる引渡しに含まれること自体は本法でも維持されています。

#### (2) 例外①:占有改定劣後ルール

##### (i) 本法の内容

上記のとおり、占有改定も動産譲渡担保の対抗要件具備の方法の一つですが、占有改定は動産譲渡担保権の設定の事実が外形上明らかにならない観念的な引渡しであり、その公示性の低さから、対抗要件の具備方法として問題があることが従前より指摘されてきました。

そこで、本法は、占有改定によって対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、占有改定以外の方法(動産譲渡登記を含む。)で対抗要件を備えた他の約定担保権(動産譲渡担保権、動産質権及び企業価値担保権)に劣後するという占有改定劣後ルールを採用しました(36条1項)。すなわち、この占有改定劣後ルールの下では、仮に占有改定によって譲渡担

保権の対抗要件を先に具備したとしても、その後に現れた者が占有改定以外の方法で対抗要件を具備した場合、その優劣関係において、先行の譲渡担保権が後行の譲渡担保権に劣後することになります。

上記のとおり、動産譲渡担保権が他の担保権と競合した場合の優劣関係は、対抗要件具備の先後で決まることが原則ですが、占有改定劣後ルールは、たとえ占有改定によって先に対抗要件を具備していても、その後に現れた占有改定以外の方法で対抗要件を具備した他の約定担保権に劣後するという意味で、上記原則の例外という位置付けになります。

動産譲渡担保権における対抗要件の具備方法と優劣関係を整理すると、下表のとおりです。

| 対抗要件の具備方法 | 競合時の優劣関係                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 占有改定      | <ul style="list-style-type: none"><li>● 占有改定以外の方法で対抗要件を具備した他の約定担保権に劣後する(36条1項、占有改定劣後ルール*)</li><li>● 占有改定で対抗要件を具備した他の約定担保権については、対抗要件の具備時点の先後(32条、35条)</li><li>● なお、後述(3)の牽連性担保権については、31条、37条の適用あり</li></ul> |
| 占有改定以外の方法 | 対抗要件の具備時点の先後(32条、35条)                                                                                                                                                                                      |

\*権利の得喪に係る対抗要件が登記・登録である動産(登録自動車等)については適用除外あり(46条)

#### (ii)実務上の影響・留意点

従前であれば、占有改定によって動産譲渡担保権の順位保全を図ることができましたが、本法が採用した占有改定劣後ルールの下では、占有改定ではかかる順位保全が必ずしも確保されないため、同ルール導入による担保実務への影響は

大きいといえます。

もっとも、占有改定には、譲渡担保登記と比較して、利便性(無償性)・密行性といった長所もあり、具体的な事情に応じて当事者によって占有改定が選択される場面も残存すると考えられます。また、占有改定劣後ルールの下で、占有改定であっても対抗要件を具備しておくことの意味としては、

- ① 第三者(目的物の譲受人や設定者が倒産した場合の管財人等)に対抗できること
- ② その後に同じく占有改定で対抗要件を具備した担保権競合者に担保権の優先順位で優先できること
- ③ 後述(3)の牽連性担保権の場合、その後に現れた担保権競合者に担保権の優先順位で優先できること

などが考えられます。

また、貸主が、譲渡担保融資を実施するに際し、既に譲渡担保権が設定されていないか(すなわち、二重担保でないか)の調査を行う場合、従前の実務では、占有改定は観念的な引渡しであることから、その有無の確認は債務者自身の申告や表明保証によらざるを得ないなど、かかる調査には一定の限界がありました。これに対し、本法の占有改定劣後ルールの下では、仮に占有改定で対抗要件を具備した譲渡担保権が先に存在していたとしても、貸主自身が占有改定以外の方法により対抗要件を具備すれば、これに優先することができます。そのため、貸主としては、目的動産について占有改定以外の方法(譲渡登記や指図による占有移転など)で先に対抗要件を具備した譲渡担保権がないことを確認すれば足りるため、同ルールの採用は、融資時の自己に優先する譲渡担保権の調査を容易にし、ひいては動産譲渡担保権を利用した融資(ABL)を促進するものと考えられます。

なお、占有改定劣後ルールはあくまで担保権同士の競合の場合のルールであるため、先立つ取引が、譲渡担保権の設定ではなく真正譲渡の場合には適用されないと考えられます。そのため、真正譲渡の場合には、対抗要件の具備方法が

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

占有改定であったとしても当該譲渡（所有権移転）は確定的に有効であり、後行の譲渡担保権の設定は、即時取得等の要件を満たさない限り無効であるため、留意を要します。また、後述(3)(ii)のとおり、先立つ譲渡担保権が牽連性担保権の場合、占有改定劣後ルール<sup>1</sup>の適用対象外となり、別途の検討を要するため、留意を要します。

### (3) 例外②:牽連性担保権(31条、37条)

#### (i) 本法の内容

本法は、牽連性のある金銭債務のみを担保する動産譲渡担保権について、引渡しを受けずとも第三者に対抗でき(31条1項)、担保権の競合時の優劣においても、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡時に占有改定以外の方法により引渡しがあったとみなすとしています(同条2項)。

牽連性のある金銭債務の範囲は、次の①又は②とされています。

1. 目的動産の代金支払債務
  2. 債務者から委託を受けた者が当該代金の支払債務を履行したことによって生じる当該債務者に対する求償に係る債務

(①、②のいずれの場合もその利息、違約金、権利の実行費用、損害賠償請求権を含む。)

また、被担保債権に牽連性のある金銭債権を一部でも含む動産譲渡担保権は、当該金銭債務を担保する限度において、他の動産担保権に優先するとされています(37条本文)。もっとも、かかる特別の優先には時期的な限界があり、競合する他の担保権者が担保価値を把握したと認められる時点以前(同時を含みます。)に、目的動産の引渡し(占有改定を含みます。)を受ける必要があります(同条ただし書)。

#### (ii) 実務上の影響・留意点

上記のとおり、牽連性担保権の場合、対抗要件の具備の要否や、競合時の優先順位について他の動産譲渡担保権とは異なる規律があるため、留意を要します。たとえば、占有改定劣後ルールの下であれば、占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権が先行する場合でも、その後に譲渡登記等により対抗要件を具備すれば、その動産譲渡担保権が優先するため、基本的には譲渡登記等により先に対抗要件を備えた動産譲渡担保権の有無を気にすれば足ります。しかしながら、牽連性のある金銭債務のみを担保する動産譲渡担保権(31条1項)については、他の担保権との競合の場面では、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡の時に占有改定以外の方法で当該動産の対抗要件を具備したものとみなされず(同条2項)。また、被担保債権に牽連性のある金銭債権を一部でも含む動産譲渡担保権(37条)については、特別の優先権が認められるために求められる「引渡し」(同条柱書ただし書)の種類は、条文上限定はなく、占有改定であっても構いません。そのため、かかる牽連性担保権は、占有改定劣後ルール<sup>1</sup>の適用対象外と位置付けられます。よって、動産譲渡担保を利用した融資に当たり、自己に優先する譲渡担保権の有無の調査を行う場合、先行する譲渡登記等のみならず、先行する牽連性担保権の存否、すなわち先行する担保権の被担保債権の内容についても確認する必要があるため、実務上留意が必要です。

## 2 実行手続

### (1) 本法の内容

#### (i) 動産

本法は、動産譲渡担保権の実行方法として、私的実行(帰属清算方式、処分清算方式)と競売を併存的に認めています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

本法は、私的実行の具体的な手続について規定しており、具体的には、①被担保債権の不履行後に、②担保権者が設定者に対して帰属清算又は処分清算譲渡の通知を行い、③その清算通知の時から2週間の経過時（帰属清算時、処分清算時）に、④実行の効力（目的物の所有権の取得や被担保債権の消滅）が生じる、と定めています（60条1項、61条1項）。なお、③に先立って、担保権者（又は処分清算譲渡を受けた第三者）が目的物の引渡しを受けたときは、その時に実行の効力が生じます。

上記の実行プロセスのポイントは、担保権者に帰属清算又は処分清算譲渡の通知を要求し、また、実行の効力の発生には原則、清算通知から2週間という一律の期間の経過が必要とされている点です。これは、私的実行は短期間で終了し得ることから、実行の効力発生まで一定の期間を設けることで、設定者に目的物の受戻しの機会を付与する趣旨です。

## (ii) 集合動産

### i 実行時の規律

本法では、集合動産譲渡担保権の実行に当たり、担保権者はその旨を設定者に通知することが必要とされています（66条1項）。当該通知は、集合動産譲渡担保権が及ぶ範囲を画するものとなり、当該通知後に集合動産の特定範囲に新たに加入した個々の動産には集合動産譲渡担保権の効力は及びません（66条2項）。また、当該通知は、設定者の処分権限にも影響を与え、当該通知後は、設定者は集合動産の特定範囲に属する動産の処分権限を喪失します（66条3項）。これらの規律により、実行の対象となる動産が確定することになります。

### ii 金銭の組入義務

本法では、集合動産譲渡担保権者は、担保権実行後一定期間内に設定者について倒産手続が開始し、かつ

担保権の実行による回収額が一定額を超える場合は、その超過額を債務者の倒産財団等に組み入れなければならないという制度が新設されました（71条）。

かかる組入制度の趣旨は、集合動産譲渡担保権の効力範囲の広範性ゆえに一般債権者の引当財産が著しく減少するおそれがあり、また目的動産の価値の維持・増加には労働者を含む一般債権者の協力・貢献が不可欠であることから、担保権者の優先弁済権を制限して、かかる一般債権者の保護を図る点にあります。

組入義務の発生要件は、大きく（ア）時期的要件と、（イ）回収額要件の2つがあります。具体的には、（ア）については、設定者について倒産手続の開始決定があったことが必要ですが、倒産手続の申立てから1年以上前に既に担保権が実行された場合には組入れの対象外となるので時期的な限定もあります。また、（イ）は、被担保債権の回収額が、以下のうちいずれか大きいほうの額を超える場合、当該超過額を組み入れなければならない、というものです。

- ① 集合動産譲渡担保権の目的動産の価額の10分の9
- ② 当該集合動産譲渡担保権の実行費用及び最先順位の集合動産譲渡担保権の被担保債権の元本の合計額

組入額の算定に当たり、上記②を設けることで、最も優先する担保権について元本の全額回収ができない場合には組入義務が発生しないようにされています。これは、融資時における目的動産の担保価値の評価への影響や、元本部分は直接的に設定者の財産の増加に寄与していることを考慮したものです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

以下では具体的な事例で、組入れの要否・金額について説明します。

【例1】A社はB社から集合動産譲渡担保権の設定を受けており、その被担保債権の金額は1200万円（元本：1000万円、利息：200万円）であった。6月1日、A社は担保権を実行し、1200万円を回収した。その後、8月1日にB社について破産手続開始の申立てがあり、8月10日に破産手続の開始決定があった。

【例1】では、①目的動産価額の10分の9は1080万円（1200万円×0.9）、②被担保債権の元本額は1000万円です。この場合、被担保債権の回収額である1200万円は、①・②のうち大きい額の1080万円（①）を120万円超過しているため、組入額は120万円です。

【例2】上記【例1】において、回収額が1100万円であったとする。

【例2】では、①目的動産価額の10分の9は990万円（1100万円×0.9）、②被担保債権の元本額は1000万円です。この場合、被担保債権の回収額である1100万円は、①・②のうち大きい額の1000万円（②）を100万円超過しているため、組入額は100万円です。

【例3】上記【例1】において、回収額が900万円であったとする。

【例3】では、①目的動産価額の10分の9は810万円（900万円×0.9）、②被担保債権の元本額は1000万円です。この場合、被担保債権の回収額である900万円は、①・②のうち大きい額の1000万円を超過しないため、組入義務は発生しません。

### (iii)債権

本法では、被担保債権の債務不履行があった場合、担保権者は目的債権の直接の取立権限を取得するとされています（92条1項前段）。また、かかる直接の取立てのほか、帰属清算方式・処分清算方式による実行も認められています（93条）。目的債権が期限未登録の場合の売却処分など。

### (iv)集合債権

#### i 平時・実行時の規律

まず平時における規律として、集合債権譲渡担保において契約に定めがある場合は、設定者は集合債権の範囲に属する個別の債権の取立てができるとされています（53条1項）。

また、実行の場面では、集合債権譲渡担保の被担保債権について不履行があった場合、担保権者は目的債権の取立権限を取得するとされています（92条1項前段）。他方で、設定者は担保権者からの通知によりかかる取立権限を喪失します（94条本文）。もっとも、第三債務者にかかる通知の有無を認識できるとは限らないため、第三債務者への通知がなければ、設定者の取立権限の喪失を第三債務者に対抗できないとされています（同条ただし書）。

#### ii 金銭の組入義務

本法は、集合債権譲渡担保についても、上記の集合動産譲渡担保と同様、超過額の金銭の組入制度を新設しています（95条、71条）。

### (2)実務上の影響・留意点

動産譲渡担保権については、上記のとおり、清算通知から実行の効力発生まで原則2週間を要し、この期間中に目的物の価値が変動する可能性があります。また、清算通知には、合理的な

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

方法で算出した帰属・処分清算時における目的動産の見積価額・算定根拠を記載しなければならないところ(60条1項2号・同条2項、61条2項2号・同条3項)、担保法制部会の議論<sup>注)1</sup>では、見積価額が著しく不合理である場合には、清算通知(ひいては譲渡担保権の実行)の効力は否定されるとされています。加えて、集合動産譲渡担保においては、上記のとおり、実行通知には固定化の効力があり、当該通知後に集合動産の特定範囲に新たに加入した個々の動産には集合動産譲渡担保権の効力は及ばず、換価の対象外となります(66条2項)。これらを踏まえると、目的動産の迅速な評価額査定や譲渡担保権による優先弁済額が最大となるタイミングで通知を行えるようにするため、平時からのモニタリングや査定体制の構築が実務上、一層重要になったといえます。

また、集合動産・債権譲渡担保の金銭の組入義務については、上記のとおり最先順位の担保権者については被担保債権の元本部分を超えて利息・遅延損害金等の回収があった場合に限り組入義務が生じるところ、元本全額について譲渡担保権で保全されているケースは必ずしも多くないため、組入れが発生する場面は限定的であるとも考えられます。また、元本部分を超えて被担保債権の回収があったかがポイントとなるため、任意弁済や他の担保権(抵当権等)の実行による回収との先後関係や、これらの際の元本・元本以外部分への充当の順番等、他の債権回収の時期・内容によっても組入れの要否・金額が変わり得るため、他の債権回収との関係についても検討を要します。

## 第4 結び

譲渡担保・所有権留保については、これまで広く実務で利用されながらも明文規定がなく、判例・解釈等によらざるを得ませんでした。それが、本法の制定により、明文の根拠を得たことで担保取引の法的安定性や予測可能性が高まり、これらの利用が一層活発になることが期待されます。本稿の内容が、譲渡担保・所有権留保に係る実務の促進と理解の一助となれば幸いです。

以上



**注)1** 担保法制部会資料37-2「担保法制の見直しに関する要綱案のたたき台1(2)」4頁

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。